

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成22年9月2日（諮問第97号）

答申日：平成23年2月8日（答申第59号）

事件名：交通法令違反に関する文書の部分公開決定処分に対する審査請求に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「各署別交通法令違反（告知）状況（累計）」及び「反則切符交通切符点数切符作成の手引き（指定場所一時不停止等の欄）」（以下「本件対象文書」という。）について、部分公開とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 公開請求の内容

審査請求人は、平成22年5月26日、秋田県情報公開条例（以下「条例」という。）9条の規定に基づき、実施機関に対し次の文書について公開請求を行った。

- (1) にかほ警察署における平成17年4月1日から平成22年5月25日までの各年度の交通反則告知書（青色キップ）交付の件数および交通反則告知書（青色キップ）交付のなかの一時不停止の件数がわかる書類
- (2) にかほ警察署における平成17年4月1日から平成22年5月25日までの各年度の交通反則告知書（青色キップ）交付をせず注意処分とした件数および注意処分のなかの一時不停止の件数がわかる書類

(3) にかほ警察署における交通反則告知書（青色キップ）交付とするか注意処分に止めるか、その基準について規定している文書

## 2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年6月23日、条例10条の規定に基づき、上記(1)及び(3)の公開請求に対して行政文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を、また、上記(2)の公開請求に対して不存在による行政文書非公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。なお、本件処分において特定した文書の名称、公開をしないこととした部分及びその理由は、別紙記載のとおりである。

## 3 審査請求

審査請求人は、平成22年8月11日、行政不服審査法5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成22年6月23日付け秋交指第141号により行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

審査請求人が主張する審査請求の理由は、実施機関が非公開の理由としている、公開することによる違反の誘発及び助長等のおそれは無いものと考えているので、公開することを求めるというものである。

## 第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は本件対象文書について部分公開を行ったことを妥当とし、その理由を次のように説明している。

## 1 各署別交通法令違反（告知）状況（累計）

(1) 交通違反の指導取締りは、警察署ごとに交通事故の発生状況、原因等を分析して行っており、取締り体制や指導取締りの対象となる交通違反は地域、場所ごとに異なっている。

このため、警察署別の検挙件数及び各警察署の違反種別検挙件数を公開することにより、警察署ごとの取締り体制の強弱、取締り対象となる交通違反が明らかとなり、取締り体制の弱い警察署管内での交通違反行為、又は検挙件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがある。

したがって、警察署別の検挙件数及び各警察署の違反種別検挙件数は、条例6条1項6号に規定する「公開することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの（情報）」に該当し、また、交通の取締りは警察の業務であることから、条例6条1項4号に規定する「県の機関に関する情報であって、公開することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの（情報）」に該当する。

(2) 一方、違反種別ごとの検挙総件数を公開することは、取締り体制や取締りの困難性から検挙件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがある。

県警察における違反種別ごとの検挙総件数の中には、取締り体制や取締りの困難性から検挙件数の少ない違反もあることから、違反種別ごとの検挙総件数を公開することは、困難性等から来る検挙件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるほか、取締りを免れようとする者にとって有利な情報となる。

なお、県内の警察署は15署であり、大都市と比較した場合、警察署

の管轄区域を比較的容易に知ることができ、違反種別ごとの検挙総件数を公開することにより警察署の管轄区域内での交通違反行為を助長し、又は誘発することは明らかである。

したがって、違反種別ごとの検挙総件数は、条例6条1項6号に規定する「公開することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの（情報）」に該当し、また、交通の取締りは警察の業務であることから、条例6条1項4号に規定する「県の機関に関する情報であって、公開することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの（情報）」に該当する。

## 2 反則切符交通切符点数切符作成の手引き（指定場所一時不停止等の欄）

- (1) 非公開とした部分は、道路交通法違反（指定場所一時不停止等）に係る交通反則切符等を作成する際の「取締り手法（基準）」に関する内容を記載したものであり、公開することにより、検挙まで至らない指導の基準が判明し、指導基準内での違法運転を誘発し、又は助長するおそれがあり、交通の秩序の維持に支障を及ぼすほか、取締りを免れようとする違反者にとって抗弁する上で有利な情報となる。
- (2) したがって、非公開とした「指導警告等に係る説明部分」は、条例6条1項6号に規定する「公開することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの（情報）」に該当し、また、交通の取締りは警察の業務であることから、条例6条1項4号に規定する「県の機関に関する情報であって、公開することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの（情報）」に該当する。

## 第5 調査審議の経過

- (1) 平成22年 9月 2日 諮問の受け付け
- (2) 同 年 9月 24日 諮問庁から非公開理由説明書を収受
- (3) 同 年 11月 16日 審議
- (4) 同 年 12月 15日 諮問庁が意見陳述
- (5) 同 年 12月 24日 諮問庁から追加の非公開理由説明書を収受
- (6) 平成23年 2月 3日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

- (1) 各署別交通法令違反（告知）状況（累計）

各署別交通法令違反（告知）状況（累計）は、秋田県警察本部交通部交通指導課が、交通事故の発生抑制を目的として適時適切な交通違反取締りを行うための統計資料として作成した警察署別の検挙件数及び違反種別ごとの検挙件数を一覧表にしたものである。

実施機関は、当該文書に記載されている数字のうち検挙件数の総合計については公開したが、それ以外の警察署別の検挙件数及び違反種別ごとの検挙件数については、公開することにより道路交通に関する不当な行為や法令違反を助長するおそれがあり、条例6条1項4号及び6号に該当するとして非公開とした。

- (2) 反則切符交通切符点数切符作成の手引き（指定場所一時不停止等の欄）

反則切符交通切符点数切符作成の手引きは、警察庁が作成した取締りの基準等を元に秋田県警察本部が作成した、道路交通法違反に対する指導取締り業務に関する内容が記載された文書であり、各警察署において使用されているものである。

実施機関は、当該文書のうち指導警告等に係る説明部分について、公

開することにより違反を誘発又は助長し、犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例6条1項4号及び6号に該当するとして非公開とした。

## 2 条例6条1項6号該当性について

条例6条1項6号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、公開しないこととしたものである。

### (1) 各署別交通法令違反（告知）状況（累計）

交通指導取締りは、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するための手段として行う活動であり、どの警察署においても十分な体制で行われることが望ましい。そこで、警察署ごとに交通事故の発生状況等に応じて異なった対応で行う必要があることは否定できないところである。

そのようなことから、警察署別の検挙件数及び各警察署の違反種別検挙件数については、これを公開することにより、各警察署の取締り体制や重点的に取締りを行っている交通法令違反が明らかとなり、取締り体制の弱い警察署管内での交通法令違反や、重点的に取締りを行っていない交通法令違反を助長し又は誘発するおそれがあると認められる。

次に、違反種別ごとの検挙総件数については、取締りの困難性等の理由から種別によって大きなばらつきがあることが確認できるものの、その数字からはどの違反について重点的に取締りを行っているかを認識することは出来ず、必ずしもその多寡によって取締活動の活発さや取締り体制を推察されることにはならないと考えられる。しかしながら、秋田県における検挙件数は大都市と比較すると全体的に少なく、違反種別に

よっては検挙件数が極端に少ないものも見受けられる。このように、特定の違反種別の検挙件数が少なければ、特定の違反種別の取締り体制が弱い、取締りが十分に行われていないなどと誤解される可能性が高まり、その情報の公開による違反行為の誘発又は助長が懸念される。

したがって、実施機関が、条例6条1項6号の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

(2) 反則切符交通切符点数切符作成の手引き(指定場所一時不停止等の欄)

指導警告の対象等の基準については、これが明らかになると、道路交通法上違法ではあるが、直ちに検挙の対象とはならない範囲が明確になり、指導警告にとどまる範囲内での交通違反が増加し、道路における危険や交通の安全と円滑に対する障害が増大することが予想される。

したがって、実施機関が、条例6条1項6号の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

## 第7 答申に関与した委員

区分	氏名	職名
	池村 好道	秋田大学教育文化学部長
	小高 さほみ	秋田大学教育文化学部准教授
会長	柴田 一宏	弁護士
	田仲 和子	消費生活グループこまちの会副代表
会長代理	三浦 清	弁護士

【別紙】

行政文書の名称	<p>1 各署別交通法令違反（告知）状況（累計） （平成 17 年・18 年・19 年・20 年・21 年分）</p> <p>2 反則切符交通切符点数切符作成の手引き （指定場所一時不停止等の欄）</p>
---------	--

公開しないこととした部分	公 開 し な い 理 由
<p>1 平成 17 年から平成 21 年までの「各署別交通法令違反（告知）状況（累計）」表のうち総合計の数字以外の数字部分</p>	<p>○ 秋田県情報公開条例第 6 条第 1 項第 4 号及び同条第 1 項第 6 号に該当</p> <p>同文書は、秋田県の道路交通法違反の違反状況を記載した統計文書であるが、警察署別の取締り件数の多寡、違反種別ごとの検挙状況は公開することにより道路交通に関する不当な行為や法令違反を助長するおそれがあるため。</p>
<p>2 「反則切符交通切符点数切符作成の手引き」の中の番号種別 40 番「指定場所一時不停止等」の反則事項のうち、指導警告の対象等に係る説明文</p>	<p>○ 秋田県情報公開条例第 6 条第 1 項第 4 号及び同条第 1 項第 6 号に該当</p> <p>同部分は、道路交通法違反（指定場所一時不停止等）に係る交通反則切符等を作成する際の取締り手法を記載したものであり、公開することにより違反を誘発又は助長し、犯罪の予防や公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすため。</p>